

専門教育科目

講義科目

授業科目名	厚生年金保険法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	若林 芳勝	FV57	1	2

#### 科目の概要

厚生年金保険法は、民間企業で働く者、公務員、私学教職員を対象とする公的年金制度であり、国民年金を土台とした2階部分を担う仕組みになっている。また、適用関係は健康保険法と、給付関係は国民年金法の給付と、それぞれ共通する部分が多い。

本科目では、この二法をベースに被保険者、給付関係の理解を深めるとともに、厚生年金保険法独自の取り扱いの部分（老齢に関する保険給付、高齢任意加入被保険者、第四種被保険者、特別支給の老齢厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金の中高齢の寡婦加算など）についても学習する。

#### 科目の到達目標

- ①厚生年金保険法に規定されていることについての基本的な知識を習得し、説明できる。
- ②特別支給の老齢厚生年金や各種保険給付について、事例に基づいて具体的に説明できる。

テキスト	『厚生年金保険法』安全衛生普及センター
------	---------------------

#### テキストの読み方

- ①各種被保険者の要件、資格取得・喪失の時期を理解する。
- ②特別支給の老齢厚生年金について、具体的な内容を理解し、計算できるようにする。
- ③老齢厚生年金の支給要件と支給額について理解する。
- ④障害厚生年金、遺族厚生年金の支給要件と支給額について理解する。

#### 単位修得の方法

- ①レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。  
または、
- ②スクーリングを受講し、合格すれば2単位を修得できる。この場合、レポート課題の提出と科目修得試験の受験は不要。